

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

〔1〕 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

現状分析

- ・前計画期間中の姫路駅周辺整備事業により、JR 姫路駅、山陽電鉄姫路駅及び神姫バスターミナルの間の交通結節機能が大きく向上したが、それぞれの乗降客数は、横ばいで推移している。
- ・中心市街地内の代表的な交通手段としては、自動車が約40%を占めており、自動車への依存度が高いものの、都心環状道路網の整備による通過交通の削減等の効果もあり、中心市街地内の自動車通行量は、漸減傾向にある。
- ・本市の中心市街地は、地形的に平坦で、街なかを回遊する際の自転車利用に適していることから、前計画において、自転車の利用環境整備を実施する。
- ・中心市街地の放置自転車対策としては、姫路駅周辺において、社会実験による既存市営駐輪場の料金値下げや有料の路上駐輪場の設置を行い、一定の効果を確認した。

公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の必要性

これらの現状を踏まえた公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の必要性は、以下のとおりである。

- ・中心市街地においては、徒歩と公共交通を中心とした快適に移動できるまちづくりを進めるため、人と環境に優しい回遊性の高い都心空間を創出するとともに、発達した公共交通機関を活用することで、安全で快適な歩行者空間の確保と公共交通機関の利便性の向上を図る必要がある。
- ・中心市街地における身近で手軽な移動手段として自転車を活用するために、放置自転車対策、コミュニティサイクル及び自転車と歩行者が共存する道路空間の改善など、自転車利用環境の整備を進める必要がある。

フォローアップの考え方

新計画の認定後、計画期間の各年度における各事業の進捗状況を調査し、目標指標への効果を確認し、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。

〔2〕 具体的事業の内容

（1）法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

（2）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
コミュニティサイクル社会実験事業 【内容】 サイクルポート 10 箇所 自転車 100 台 【実施時期】 H26～H27	姫路市	地形的に平坦な都心部における公共交通の新たな端末交通手段として、コミュニティサイクルの導入に向けた社会実験を実施し、新計画期間中の本格実施を目指すものであり、来街者の利便性と回遊性の向上につながる中心市街地の活性化に必要な事業である。	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（姫路駅周辺地区）） H27	
コミュニティサイクル事業 【内容】 サイクルポート 22 箇所 自転車 200 台 【実施時期】 H28～H31	姫路市	社会実験を踏まえ、地形的に平坦な都心部における公共交通の新たな端末交通手段として、コミュニティサイクルを導入するものであり、来街者の利便性と回遊性の向上につながる中心市街地の活性化に必要な事業である。	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（姫路駅周辺地区（第2期））と一体の効果促進事業） H28～H31	

<p>姫路城周辺観光ループバス事業</p> <p>【内容】 姫路駅を基点としたワンコイン運賃で姫路城周辺を巡るレトロ調ボンネットバス「姫路城周辺観光ループバス」を運行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運行日： 毎日 ※12月～2月は土・日・祝日のみ ※1月1日～3日は運行 ・ 運行回数：平日16便 土日祝27便 ・ 料金：大人100円 小人50円 (一日乗車券は大人400円、小人200円) <p>【実施時期】 H10～H31</p>	<p>神姫バス(株)</p>	<p>姫路城周辺観光ループバスは、姫路駅と姫路城周辺の主要観光施設間の移動を容易にするものであり、観光客の手軽な交通手段として運行する本事業は、中心市街地での回遊性の向上や滞在時間の増加を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>  <p>【姫路城周辺観光ループバス運行ルート】</p>	<p>中心市街地活性化ソフト事業 平成27年4月～ 令和2年3月</p>	<p>区域内外</p>
--	----------------	---	--	-------------

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>バス100円運賃(ワンコイン運賃)制度</p> <p>【内容】 姫路駅を中心とする概ね1km圏内にあるバス停留所区間において、大人170円(一部200円)を100円(子供50円)とする運賃割引制度の導入</p> <p>【実施時期】 H13～H31</p>	<p>神姫バス(株)</p>	<p>利用しやすいバス運賃とすることにより、バス輸送による街なかの回遊性の向上や公共交通機関の一層の利用増進を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

<p>公共交通バリアフリー化促進事業（バス）</p> <p>【内容】 乗合バス事業に供する低床バスの購入に要する費用に対し、支援する。</p> <p>【実施時期】 H6～H31</p>	<p>姫路市</p>	<p>バス車両のバリアフリー化を推進し、高齢者や障害者等が公共交通を容易に利用できる環境を整備する本事業は、来街者の利便性の向上に寄与するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>自転車利用環境整備事業</p> <p>【内容】 駐輪場の整備、自転車と歩行者の分離などの総合的な対策を実施する。</p> <p>【実施時期】 H20～H31</p>	<p>姫路市</p>	<p>中心市街地における自転車利用促進を図る本事業は、中心市街地へのアクセスを安全・容易にし、回遊性を高めるものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>案内サイン強化事業</p> <p>【内容】 案内サインの充実強化を図る。</p> <p>【実施時期】 H27～H31</p>	<p>姫路市</p>	<p>観光客にとってわかりやすい案内サインの整備を強化する本事業は、観光客の利便性を向上し、回遊性を高めるものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>姫路城と調和した景観の形成</p> <p>【内容】 一定の地域における都市景観の形成を図ることを目的とした市民団体等を「都市景観形成市民団体」として認定し、活動を支援する。</p> <p>【実施時期】 H9～H31</p>	<p>姫路市</p>	<p>姫路城周辺の地区において、城と調和した城下町の歴史的な景観形成を図ることで中心市街地の集客力や回遊性の向上につなげるものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>バスロケーションシステムの活用</p> <p>【内容】 バス運行情報を提供する。</p> <p>【実施時期】 H26～H31</p>	<p>神姫バス(株)</p>	<p>バスロケーションシステムを導入し、バス利用者へ運行情報を提供することにより、バス利用者の利便性の向上とあわせて、街なかにおける回遊性の向上につなげるものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

◇ 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の実施箇所

事業実施箇所図 基本計画区域：約 222ha

